

付属資料

- 第2次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過
- 利根町男女共同参画推進協議会設置要綱
- 利根町男女共同参画推進協議会委員名簿
- 利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員名簿
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）
- 茨城県男女共同参画推進条例
- 利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果

○第2次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過

年月日	内容
平成30年7月25日	平成30年度第1回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査について 今後の予定について
平成30年8月29日～9月21日	次期利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査
平成30年10月10日	平成30年度第2回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> 住民アンケート調査結果中間報告について
平成31年2月1日	平成30年度第3回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> 住民アンケート調査結果について
平成31年2月7日	平成30年第1回利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> 住民アンケート調査結果について 男女共同参画関連事業の洗い出しについて 今後の予定について
平成31年2月26日	平成30年度第4回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> 今後の予定について
令和元年6月12日	令和元年度第1回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期利根町男女共同参画推進プラン策定状況及び今後の予定について
令和元年8月6日	令和元年第1回利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> 今後の予定について 男女共同参画関連事業の洗い出しについて
令和元年8月22日	令和元年度第2回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画関連各課の事業について

年月日	内容
令和元年10月1日	令和元年度第3回利根町男女共同参画推進協議会会議 ・今後の予定について
令和元年11月11日	令和元年第2回利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム会議 ・第2次利根町男女共同参画推進プラン(案)について
令和元年11月19日	令和元年度第4回利根町男女共同参画推進協議会会議 ・第2次利根町男女共同参画推進プラン(案)について
令和2年1月21日～2月20日	利根町男女共同参画推進プラン(案)に対する町民意見募集
令和2年3月16日	令和元年第3回利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム会議 ・意見募集の結果報告について ・第2次利根町男女共同参画推進プランについて
令和2年3月23日	令和元年度第5回利根町男女共同参画推進協議会会議 ・意見募集の結果報告について ・第2次利根町男女共同参画推進プランについて
令和2年3月	第2次利根町男女共同参画推進プラン(2020～2024)策定

○利根町男女共同参画推進協議会設置要綱

平成25年利根町告示第33号

(設置)

第1条 利根町における男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、利根町男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画意識の啓発に関すること。
- (3) その他、男女共同参画施策に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 有識者
- (3) 各種団体等の代表者
- (4) 一般町民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員の選任に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満であってはならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。ただし、第1回目の会議は町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム)

第6条 協議会の補助機関として、利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

(ワーキングチームの所掌事務)

第7条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会が求める資料の収集、調査及び分析に関すること。

(2) 男女共同参画推進計画の作成に関すること。

(3) その他、協議会から指示を受けた事項

(ワーキングチームの組織)

第8条 ワーキングチームは、各課等の職員のうちから町長が任命した者をもって組織する。

2 ワーキングチームに任命された職員の任期は、2年とする。

(リーダー及び副リーダー)

第9条 ワーキングチームには、リーダー及び副リーダーを置く。

2 リーダー及び副リーダーは、ワーキングチーム員の互選により選出する。

(ワーキングチームの会議)

第10条 ワーキングチームの会議は、協議会会長の命により、企画課長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

(庶務)

第11条 協議会及びワーキングチームの庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第52号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

付属資料

○利根町男女共同参画推進協議会委員名簿

任命日 平成29年9月1日
 (再任) 令和元年9月1日

役職	氏名	備考
会長	石橋 達夫	各種団体等の代表者
副会長	地脇 倫代	各種団体等の代表者
	石山 肖子	町議会議員
	峯山 典明	町議会議員 (平成31年4月30日任命)
	新井 滄吉	町議会議員 (平成31年4月29日まで)
	西村 重之	有識者
	宮本 トシコ	有識者
	深井 利子	一般町民 (令和元年9月1日任命)
	櫻井 ひろみ	一般町民 (令和元年8月31日まで)
	久保田 靖浩	一般町民
	永井 貴幸	一般町民
	中村 晃子	一般町民

○利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員名簿

令和2年3月現在

課名等	氏名
総務課	若泉 順也
財政課	木村 宜孝
税務課	久野 俊秀
住民課	矢口 敬子
福祉課	矢野 玲子
子育て支援課	大野 亜弥
保健福祉センター	山田 博子
環境対策課	本城 裕基
保険年金課	海老原 智子
国保診療所	野口 紀子
経済課	中村 辰徳
建設課	下田 英孝
都市整備課	雑賀 正幸
会計課	本谷 幸洋
議会事務局	野田 あゆ美
学校教育課	坂本 美奈
生涯学習課	古山 栄一
生涯学習課	小野村 太郎
生涯学習課	大野 幸子
指導室	清水 敬子

○男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が

性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は，男女が，社会の対等な構成員として，国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ，男女共同参画社会の形成は，国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は，第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関し，国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は，職域，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる

施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、

及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

平成十三年法律第三十一号

（都道府県基本計画等）

第二条の三 （略）

2 （略）

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 （略）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

平成二十七年法律第六十四号

（都道府県推進計画等）

第六条 （略）

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 （略）

○茨城県男女共同参画推進条例

平成13年茨城県条例第1号

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(情報提供等)

第20条 県は、セクシャル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

付属資料

○利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果

1. 調査概要

対象者 利根町在住の18歳以上の男女1,000人
 抽出方法 無作為抽出
 調査方法 郵送による配布・回収
 調査期間 平成30年8月29日～9月21日

2. 回収結果

標本数 1,000票
 回答者数 396票
 回収率 39.6%

あなた(回答者)ご自身について

F1	あなたの性別は。(○1つ)	回答数	構成比
0	無回答	3	0.8%
1	男性	172	43.4%
2	女性	221	55.8%
	サンプル数	396	100.0%

F2	あなたの年齢は。(○1つ)	回答数	構成比
0	無回答	0	0.0%
1	20歳未満	1	0.3%
2	20～29歳	16	4.0%
3	30～39歳	34	8.6%
4	40～49歳	49	12.4%
5	50～59歳	38	9.6%
6	60～69歳	118	29.8%
7	70歳以上	140	35.4%
	サンプル数	396	100.0%

F3	あなたの家族構成は。(○1つ)	回答数	構成比
0	無回答	0	0.0%
1	単身(あなたのみ)	24	6.1%
2	夫婦のみ(パートナーと同居)	158	39.9%
3	2世代が同居(親+子)	162	40.9%
4	3世代以上が同居(親+子+孫)	33	8.3%
5	その他(上記以外)	19	4.8%
	サンプル数	396	100.0%

F4	あなたの職業は。(○1つ)	回答数	構成比
0	無回答	1	0.3%
1	会社員・公務員・団体職員	81	20.5%
2	自営業	24	6.1%
3	アルバイト・パート	70	17.7%
4	農業・林業・漁業	8	2.0%
5	家事従事者	60	15.2%
6	無職	136	34.3%
7	学生	5	1.3%
8	その他	11	2.8%
	サンプル数	396	100.0%

F5	あなたは、現在結婚していますか。(〇1つ)	回答数	構成比
0	無回答	2	0.5%
1	結婚している	301	76.0%
2	現在していないが、パートナーと暮らしている	3	0.8%
3	現在はしていない(離別など)	43	10.9%
4	結婚したことがない	47	11.9%
	サンプル数	396	100.0%

F6	F5で1又は2と回答した方に伺います。あなたと配偶者又はパートナーの仕事の状況は次のうちどちらですか。(〇1つ)	回答数	構成比
0	無回答	5	1.6%
1	共働き	85	28.0%
2	どちらかが働いている	94	30.9%
3	2人とも無職	120	39.5%
	サンプル数	304	100.0%

F7	あなたにはお子さんはいますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	いる	317	80.1%
2	いない	74	18.7%
	サンプル数	396	100.0%

F8	F7で「1 いる」と回答した方に伺います。一番下のお子さんは次のどれに該当しますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	4	1.3%
1	乳幼児(3歳未満)	8	2.5%
2	未就学児(3歳以上小学校入学前)	10	3.2%
3	小学生	21	6.6%
4	中学生	11	3.5%
5	高校生(その年齢にあたる方を含む)	8	2.5%
6	19歳以上	255	80.4%
	サンプル数	317	100.0%

F9	あなたのご家庭に、介護や看護を必要とする高齢者・病人・障がい者(児)はいますか。(〇1つ)	回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	いる	61	15.4%
2	いない	327	82.6%
	サンプル数	396	100.0%

1. 男女共同参画に関する意識について

問1	あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇はそれぞれ1つ)	回答数	構成比
①	男女共同参画社会		
0	無回答	2	0.5%
1	聞いたことがあります内容も知っている	137	34.6%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	163	41.2%
3	聞いたことがない	94	23.7%
	サンプル数	396	100.0%

②	DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	回答数	構成比
0	無回答	4	1.0%
1	聞いたことがあります内容も知っている	239	60.4%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	133	33.6%
3	聞いたことがない	20	5.1%
	サンプル数	396	100.0%

③	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	聞いたことがあります内容も知っている	124	31.3%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	154	38.9%
3	聞いたことがない	113	28.5%
	サンプル数	396	100.0%

付属資料

④ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)		回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	聞いたことがあり内容も知っている	54	13.6%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	139	35.1%
3	聞いたことがない	198	50.0%
サンプル数		396	100.0%

⑤ ジェンダー(文化的・社会的につくられた性差)		回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	聞いたことがあり内容も知っている	142	35.9%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	130	32.8%
3	聞いたことがない	119	30.1%
サンプル数		396	100.0%

⑥ 女性活躍推進法		回答数	構成比
0	無回答	2	0.5%
1	聞いたことがあり内容も知っている	102	25.8%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	211	53.3%
3	聞いたことがない	81	20.5%
サンプル数		396	100.0%

⑦ 利根町男女共同参画推進プラン		回答数	構成比
0	無回答	3	0.8%
1	聞いたことがあり内容も知っている	27	6.8%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	162	40.9%
3	聞いたことがない	204	51.5%
サンプル数		396	100.0%

問 2 あなたは、次にあげる分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。(○はそれぞれ1つ)

① 家庭で		回答数	構成比
0	無回答	13	3.3%
1	男性の方が優遇されている	36	9.1%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	132	33.3%
3	平等になっている	157	39.6%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	24	6.1%
5	女性の方が優遇されている	10	2.5%
6	わからない	24	6.1%
サンプル数		396	100.0%

② 職場で		回答数	構成比
0	無回答	35	8.8%
1	男性の方が優遇されている	65	16.4%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	152	38.4%
3	平等になっている	70	17.7%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	14	3.5%
5	女性の方が優遇されている	4	1.0%
6	わからない	56	14.1%
サンプル数		396	100.0%

③ 学校で		回答数	構成比
0	無回答	50	12.6%
1	男性の方が優遇されている	13	3.3%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	58	14.6%
3	平等になっている	158	39.9%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	9	2.3%
5	女性の方が優遇されている	0	0.0%
6	わからない	108	27.3%
サンプル数		396	100.0%

④ 政治の場で(国会, 地方議会など)		回答数	構成比
0	無回答	24	6.1%
1	男性の方が優遇されている	133	33.6%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	145	36.6%
3	平等になっている	47	11.9%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	1	0.3%
5	女性の方が優遇されている	2	0.5%
6	わからない	44	11.1%
サンプル数		396	100.0%

⑤ 自治会などの地域社会で		回答数	構成比
0	無回答	19	4.8%
1	男性の方が優遇されている	57	14.4%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	159	40.2%
3	平等になっている	94	23.7%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	9	2.3%
5	女性の方が優遇されている	4	1.0%
6	わからない	54	13.6%
サンプル数		396	100.0%

⑥ 社会通念, 慣習, しきたりなどで		回答数	構成比
0	無回答	16	4.0%
1	男性の方が優遇されている	90	22.7%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	208	52.5%
3	平等になっている	46	11.6%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	4	1.0%
5	女性の方が優遇されている	0	0.0%
6	わからない	32	8.1%
サンプル数		396	100.0%

⑦ 法律や制度の上で		回答数	構成比
0	無回答	20	5.1%
1	男性の方が優遇されている	38	9.6%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	149	37.6%
3	平等になっている	123	31.1%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	7	1.8%
5	女性の方が優遇されている	3	0.8%
6	わからない	56	14.1%
サンプル数		396	100.0%

⑧ 社会全体で		回答数	構成比
0	無回答	17	4.3%
1	男性の方が優遇されている	64	16.2%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	214	54.0%
3	平等になっている	51	12.9%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	8	2.0%
5	女性の方が優遇されている	2	0.5%
6	わからない	40	10.1%
サンプル数		396	100.0%

問 3	「男は外で働き, 女は家庭を守る」という考え方について, あなたはどう思いますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	そう思う	24	6.1%
2	どちらかといえばそう思う	137	34.6%
3	どちらかといえばそう思わない	68	17.2%
4	そう思わない	141	35.6%
5	わからない	21	5.3%
サンプル数		396	100.0%

問 4	あなたは、次にあげる意見について、どのように考えますか。(○はそれぞれ1つ)	
① 家庭内では男女は対等に話し合うべきである	回答数	構成比
0 無回答	7	1.8%
1 そう思う	295	74.5%
2 どちらかといえばそう思う	83	21.0%
3 どちらかといえばそう思わない	5	1.3%
4 そう思わない	2	0.5%
5 わからない	4	1.0%
サンプル数	396	100.0%

② 「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある	回答数	構成比
0 無回答	9	2.3%
1 そう思う	61	15.4%
2 どちらかといえばそう思う	193	48.7%
3 どちらかといえばそう思わない	46	11.6%
4 そう思わない	77	19.4%
5 わからない	10	2.5%
サンプル数	396	100.0%

③ 結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	回答数	構成比
0 無回答	8	2.0%
1 そう思う	166	41.9%
2 どちらかといえばそう思う	94	23.7%
3 どちらかといえばそう思わない	41	10.4%
4 そう思わない	73	18.4%
5 わからない	14	3.5%
サンプル数	396	100.0%

④ 妊娠・出産は女性自身の負担が大きいため、女性の意見を尊重しながら考えたほうがよい	回答数	構成比
0 無回答	6	1.5%
1 そう思う	208	52.5%
2 どちらかといえばそう思う	134	33.8%
3 どちらかといえばそう思わない	18	4.5%
4 そう思わない	21	5.3%
5 わからない	9	2.3%
サンプル数	396	100.0%

2. 家庭生活について

問 5	あなたは、家事・子育て・介護についてどのように行うのが望ましいと思いますか。(○1つ)	
	回答数	構成比
0 無回答	4	1.0%
1 男女とも同じように行うのがよい	98	24.7%
2 どちらでも手のあいているほうが行うのがよい	228	57.6%
3 主として女性が行い、男性は手伝う程度でよい	57	14.4%
4 主として男性が行い、女性は手伝う程度でよい	0	0.0%
5 女性がすべて行うのがよい	0	0.0%
6 男性がすべて行うのがよい	0	0.0%
7 わからない	9	2.3%
サンプル数	396	100.0%

問 6	あなたの家庭では、次にあげる項目において、主に誰が分担していますか。(○はそれぞれ1つ)	
① 食事の支度	回答数	構成比
0 無回答	6	1.5%
1 主に男性	11	2.8%
2 共同して分担	48	12.1%
3 主に女性	311	78.5%
4 あてはまらない	20	5.1%
サンプル数	396	100.0%

② 食事のあとかたづけ		回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	主に男性	24	6.1%
2	共同して分担	111	28.0%
3	主に女性	234	59.1%
4	あてはまらない	19	4.8%
サンプル数		396	100.0%

③ 掃除		回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	主に男性	23	5.8%
2	共同して分担	125	31.6%
3	主に女性	220	55.6%
4	あてはまらない	20	5.1%
サンプル数		396	100.0%

④ 洗濯		回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	主に男性	19	4.8%
2	共同して分担	61	15.4%
3	主に女性	291	73.5%
4	あてはまらない	17	4.3%
サンプル数		396	100.0%

⑤ 家の補修・日曜大工・力仕事		回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	主に男性	282	71.2%
2	共同して分担	55	13.9%
3	主に女性	18	4.5%
4	あてはまらない	32	8.1%
サンプル数		396	100.0%

⑥ 子育て		回答数	構成比
0	無回答	29	7.3%
1	主に男性	3	0.8%
2	共同して分担	94	23.7%
3	主に女性	178	44.9%
4	あてはまらない	92	23.2%
サンプル数		396	100.0%

⑦ 家族の看護・介護		回答数	構成比
0	無回答	30	7.6%
1	主に男性	6	1.5%
2	共同して分担	93	23.5%
3	主に女性	110	27.8%
4	あてはまらない	157	39.6%
サンプル数		396	100.0%

⑧ 学校行事等への参加		回答数	構成比
0	無回答	29	7.3%
1	主に男性	13	3.3%
2	共同して分担	77	19.4%
3	主に女性	157	39.6%
4	あてはまらない	120	30.3%
サンプル数		396	100.0%

⑨ 地域のつきあい		回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	主に男性	74	18.7%
2	共同して分担	158	39.9%
3	主に女性	124	31.3%
4	あてはまらない	31	7.8%
サンプル数		396	100.0%

付属資料

⑩ 家計の管理		回答数	構成比
0	無回答	10	2.5%
1	主に男性	36	9.1%
2	共同して分担	95	24.0%
3	主に女性	237	59.8%
4	あてはまらない	18	4.5%
サンプル数		396	100.0%

⑪ 家庭における全体的な決定権		回答数	構成比
0	無回答	10	2.5%
1	主に男性	118	29.8%
2	共同して分担	184	46.5%
3	主に女性	58	14.6%
4	あてはまらない	26	6.6%
サンプル数		396	100.0%

問 7	あなたは、家庭での役割分担に満足していますか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	満足している	117	29.5%
2	どちらかといえば満足している	183	46.2%
3	どちらかといえば不満である	39	9.8%
4	不満である	14	3.5%
5	わからない	34	8.6%
サンプル数		396	100.0%

問 8	今後、家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	14	1.5%
1	男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす	132	13.8%
2	男性が家事などに参加することに対する女性自身の抵抗感をなくす	38	4.0%
3	夫婦や家族の間で会話など、コミュニケーションをよくはかる	265	27.7%
4	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する	67	7.0%
5	労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間を多く持てるようにする	112	11.7%
6	男女とも家事などに関心を高めるよう啓発や情報提供を行う	78	8.2%
7	研修等により、男女とも家事や子育て、介護等の技能を高める	34	3.6%
8	仕事との両立などの問題について、男女が相談しやすい窓口を設ける	38	4.0%
9	男女の役割意識について社会通念、慣習、しきたり等の考え方を改める	126	13.2%
10	男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間作りをすすめる	45	4.7%
11	その他	7	0.7%
サンプル数		396	100.0%

3. 地域社会について

問 9	あなたは、過去3年間に次のような活動に参加したことがありますか。また、今後参加してみたいですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	構成比
① 過去3年間に参加したことがある活動			
0	無回答	18	2.7%
1	自治会等の地域活動	192	28.6%
2	各種女性団体の活動(※女性のみ回答)	27	4.0%
3	保育園等の保護者会、学校のPTA活動	54	8.0%
4	子ども会やスポーツ少年団等の指導や世話	35	5.2%
5	趣味やサークル等の活動	141	21.0%
6	ボランティア・NPO等の社会活動	57	8.5%
7	審議会・委員会等の政策決定に関わる活動	16	2.4%
8	その他の活動	33	4.9%
9	参加していない・参加してみたいと思わない	99	14.7%
サンプル数		396	100.0%

② 今後参加してみたい活動		回答数	構成比
0	無回答	91	17.1%
1	自治会等の地域活動	43	8.1%
2	各種女性団体の活動(※女性のみ回答)	16	3.0%
3	保育園等の保護者会, 学校のPTA活動	14	2.6%
4	子ども会やスポーツ少年団等の指導や世話	18	3.4%
5	趣味やサークル等の活動	132	24.8%
6	ボランティア・NPO等の社会活動	67	12.6%
7	審議会・委員会等の政策決定に関わる活動	24	4.5%
8	その他の活動	29	5.4%
9	参加していない・参加してみたいと思わない	99	18.6%
サンプル数		396	100.0%

問 10	問9のどちらかで「9 参加していない・参加してみたいと思わない」と回答された方に伺います。活動に参加していない・参加してみたいと思わない主な理由は何ですか。(〇は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	2	0.8%
1	仕事・学業・家事等が忙しいから	47	19.5%
2	経済的な余裕がないから	14	5.8%
3	家族の理解や協力が得られないから	0	0.0%
4	健康上の理由から	39	16.2%
5	参加方法などの情報が得られないから	17	7.1%
6	興味のある活動がないから	45	18.7%
7	面倒くさいから	36	14.9%
8	その他	8	3.3%
9	特に理由はない	33	13.7%
サンプル数		143	100.0%

問 11	あなたは、自治会やPTAなどの地域活動において、女性が会長やリーダーまたは役員になることについて、どれが望ましいと思いますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	19	4.8%
1	性別に関係なく役職に就くべきである	312	78.8%
2	男女の役割分担があり、女性でなくてはできない役職に就くべきである	41	10.4%
3	女性は役職に就かず、男性を補佐するほうがよい	12	3.0%
4	女性は役職に就くべきでない	2	0.5%
5	その他	10	2.5%
サンプル数		396	100.0%

4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

問 12	あなたの「仕事」、家事・育児・介護などの「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の現在の状況は、次のうちどれにあたりますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	15	3.8%
1	「仕事」に専念している	27	6.8%
2	「仕事」を優先し、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わっている	63	15.9%
3	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立している	71	17.9%
4	「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している	41	10.4%
5	「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念している	137	34.6%
6	わからない	42	10.6%
サンプル数		396	100.0%

問 13	あなたは、「仕事」、家事・育児・介護などの「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」について、本来どうしたいと思っていますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	18	4.5%
1	「仕事」に専念したい	11	2.8%
2	「仕事」を優先しつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりたい	65	16.4%
3	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立したい	76	19.2%
4	「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先したい	67	16.9%
5	「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念したい	117	29.5%
6	わからない	42	10.6%
サンプル数		396	100.0%

5. 仕事について

問 14	あなたは、職場における男女の地位にどのような差があると思いますか。 (あてはまるものすべてに○)	回答数	構成比
0	無回答	61	6.9%
1	募集や採用の面で男女差がある	116	13.2%
2	賃金や昇給の面で男女差がある	151	17.2%
3	昇進や昇格の面で男女差がある	139	15.8%
4	女性の仕事は補助的業務や雑用が多い	80	9.1%
5	職場での研修や教育の機会に男女差がある	37	4.2%
6	女性の場合、結婚や出産を機に退職せざるをえないような雰囲気や慣習がある	114	13.0%
7	男性の場合、育児休業や介護休業を取得しづらい雰囲気がある	154	17.5%
8	その他	28	3.2%
	サンプル数	396	100.0%

問 15	あなたは、一般的に結婚し子供を持つ女性の生き方について、どれが望ましいと思いますか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	仕事を持たないほうがよい	5	1.3%
2	結婚するまでは、仕事を持つほうがよい	15	3.8%
3	子どもができるまでは、仕事を持つほうがよい	31	7.8%
4	子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい	129	32.6%
5	子どもができたなら仕事をやめて、子どもが成長したら再就職するほうがよい	169	42.7%
6	その他	39	9.8%
	サンプル数	396	100.0%

問 16	あなたは、男女が働きやすくするためには、特に何が必要だと思いますか。 (○は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	16	1.6%
1	労働時間の短縮や休日を増やすこと	136	13.4%
2	保育や介護のための施設・サービスを充実させること	217	21.4%
3	育児休業や介護休業を取得しやすい環境をつくること	186	18.4%
4	育児や介護などで退職した人の再雇用制度を確立すること	169	16.7%
5	昇進・昇格や賃金、仕事の内容など労働条件面での男女差をなくすこと	70	6.9%
6	各種研修や職業訓練などの機会を設けること	25	2.5%
7	自身が意欲・能力を高めること	80	7.9%
8	働くことに対する家族の理解と協力を得ること	107	10.6%
9	その他	7	0.7%
	サンプル数	396	100.0%

問 17	F4で職業を「5 家事従事者」「6 無職」と回答されて方に伺います。あなたが現在仕事に就いていないのは、特にどのような理由からですか。(○は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	12	3.6%
1	経済的に働く必要がないから	36	10.7%
2	ほかに自分のやりたいことがあるから	31	9.2%
3	家事や育児、介護の負担が大きいから	20	5.9%
4	健康や体力に自信がないから	60	17.8%
5	希望どおりの仕事を得られないから	24	7.1%
6	配偶者や子供など家族が働くことを望まないから	5	1.5%
7	年金を受給しているから	116	34.4%
8	働くことが好きではないから	6	1.8%
9	その他	27	8.0%
	サンプル数	196	100.0%

問 18	F4で職業を「5 家事従事者」「6 無職」と回答されて方に伺います。あなたは、今後、働きたいと思いますか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	16	8.2%
1	働きたい	10	5.1%
2	条件が合えば働きたい	52	26.5%
3	働きたいとは思わない	90	45.9%
4	わからない	28	14.3%
	サンプル数	196	100.0%

6. 日常生活の悩み等について

問 19	あなたは、この1ヶ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどありましたか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	ある	82	20.7%
2	多少ある	139	35.1%
3	あまりない	133	33.6%
4	まったくない	33	8.3%
	サンプル数	396	100.0%

問 20	問19で「1 ある」「2 多少ある」と回答された方に伺います。それはどのような事柄が原因ですか。(あてはあるものすべてに○)	回答数	構成比
0	無回答	12	3.6%
1	家庭問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等)	80	23.8%
2	健康問題(自分の病気の悩み、身体の悩み等)	97	28.9%
3	経済的な問題(倒産、事業不振、負債、失業等)	35	10.4%
4	仕事関係の問題(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等)	65	19.3%
5	男女問題(失恋、結婚をめぐる悩み等)	10	3.0%
6	学校問題(いじめ、学業不振、教師との人間関係等)	7	2.1%
7	その他	30	8.9%
	サンプル数	221	100.0%

7. 介護について

問 21	あなたの介護に対する考えを伺います。あなたが家族を介護する立場になった場合、あなたが望む考えをお答えください。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	在宅で介護を行う	14	3.5%
2	福祉サービスを利用しながら在宅で介護を行う	185	46.7%
3	特別養護老人ホームなどの専門的な入所施設で介護サービスを受ける	123	31.1%
4	わからない	51	12.9%
5	その他	14	3.5%
	サンプル数	396	100.0%

問 22	あなたの介護に対する考えを伺います。あなたが家族に介護される立場になった場合、あなたが望む考えをお答えください。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	2	0.5%
1	家族に在宅で介護してもらいたい	12	3.0%
2	福祉サービスを利用しながら家族に在宅で介護してもらいたい	132	33.3%
3	特別養護老人ホームなどの専門的な入所施設で介護サービスを受けたい	178	44.9%
4	わからない	59	14.9%
5	その他	13	3.3%
	サンプル数	396	100.0%

8. 配偶者や恋人からの暴力について

問 23	あなたは、過去3年間に、配偶者や恋人から、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為を受けたことがありますか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	14	3.5%
1	何度もある	9	2.3%
2	1、2度ある	23	5.8%
3	まったくない	350	88.4%
	サンプル数	396	100.0%

問 24	問23で「1 何度もある」「2 1、2度ある」と回答された方に伺います。あなたは、配偶者や恋人から、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為を受けたことについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	1	3.1%
1	相談した	12	37.5%
2	相談しなかった	12	37.5%
3	相談しようとは思わなかった	7	21.9%
	サンプル数	32	100.0%

付属資料

問 25	問24で「1 相談した」と回答された方に伺います。あなたが相談した人(場所)を教えてください。(あてはまるものすべてに○)	回答数	構成比
0	無回答	0	0.0%
1	家族・親族	9	52.9%
2	友人・知人	7	41.2%
3	警察	0	0.0%
4	弁護士・家庭裁判所	0	0.0%
5	公的機関の相談窓口・電話相談	0	0.0%
6	民間機関の相談窓口	0	0.0%
7	医師・カウンセラー	0	0.0%
8	婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)	0	0.0%
9	民生委員・児童委員	1	5.9%
10	その他	0	0.0%
	サンプル数	12	100.0%

問 26	問24で「2 相談しなかった」「3 相談しようとは思わなかった」と回答された方に伺います。誰(どこ)にも相談しなかったのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	構成比
0	無回答	0	0.0%
1	誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから	3	6.1%
2	恥ずかしくて誰にもいえなかった	1	2.0%
3	相談しても無駄だと思ったから	7	14.3%
4	相談したことがわかると、仕返しされたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	1	2.0%
5	相談相手の言動により、不快な思いをすと思ったから	3	6.1%
6	自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっているとできると思ったから	7	14.3%
7	世間体が悪いから	1	2.0%
8	他人を巻き込みたくないから	2	4.1%
9	思い出したくないから	4	8.2%
10	自分に悪いところがあると思ったから	4	8.2%
11	相談するほどのことではないと思ったから	14	28.6%
12	その他	2	4.1%
	サンプル数	19	100.0%

9. 今後の男女共同参画の取り組みについて

問 27	男女共同参画社会の実現に向けて、今後、利根町では特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	37	4.2%
1	「広報とね」などで、男女平等と相互の理解や協力についての周知・啓発	120	13.6%
2	男女共同参画に関する講座の開催など、学習機会の提供	63	7.1%
3	男女平等の視点に立った学校教育の推進	114	12.9%
4	労働時間の短縮や休暇の取得など、働き方の見直しについての啓発	55	6.2%
5	保育や介護サービスの充実など、仕事と家庭の両立支援	180	20.4%
6	配偶者や恋人等からの暴力(DV)の根絶に向けた啓発とDV被害者支援	12	1.4%
7	男女の生き方や悩みに関する相談窓口の充実	33	3.7%
8	生涯を通じた女性の健康支援(安心で安全な妊娠・出産、性感染症予防や更年期障害対策など)	66	7.5%
9	就職・再就職や起業等による就職支援	101	11.4%
10	地域づくり、ボランティアなどチャレンジしたい人への支援	89	10.1%
11	その他	14	1.6%
	サンプル数	396	100.0%